

○議長（高橋伸二君） 四十七番佐々木賢司君。

〔四十七番 佐々木賢司君登壇〕

○四十七番（佐々木賢司君） 自由民主党・県民会議の佐々木賢司でございます。議長から発言の許可を頂きましたので、御支援をいただいております、宮城県民、大崎市民全ての皆様に感謝を申し上げながら、一般質問をいたします。

初めに、樹齢千年以上と言われる宮城県の指定天然記念物、千年クロベを見に行くのと家族に告げ、今年五月に栗駒山に入山した大崎市三本木在住の男性が、山中で道に迷い、その後連絡が取れなくなり、いまだ見つかっておりません。御家族の心中いかばかりかと察しますが、一日も早く見つかることを祈るばかりであります。

それでは、大綱一点目、観光振興事業について。

新型コロナウイルス感染症が五類に分類され、本格的な経済回復施策に取り組んでまいりましたが、特に観光分野においては、持続可能な観光への関心・意識が高まる中で、地球環境に配慮した旅行を推進するとともに、地域が一体となって持続可能な観光地域づくりを行うことが重要であると観光庁が発表しております。カーボンニュートラルな交通手段の活用やプラスチックごみ・食品ロス削減などに取り組む宿泊施設の利用が重要であり、観光事業者の自発的な取組推進や旅行者を含めた普及啓発、認知度向上を図るとも言われています。先般六月四日に、宮城県観光連盟DMO登録記念シンポジウムが開かれ、「地域の観光の鍵を握るDMOの果たす役割」と題して、観光庁長官高橋一郎氏から基調講演があったと伺っております。国内外からの交流人口の拡大や旅行消費によって地域の活力が維持し、社会を発展させること、また、訪日された外国からの旅行者との触れ合いの中で、日本人もその価値を再認識し、日本文化や地域を誇りに思うことにつなげなければならぬということでもあります。観光は、かつては国民の福祉のためにあるツールという考え方が日本にあったようですが、現代では、地域経済の活性化、訪日外国人の誘致を中心とした成長産業としての役割になっています。現に政府の観光政策に出現する単語として多いのが、外国人と訪日、魅力や環境、コンテンツ、プロモーション、産業、効果などと言われます。観光は経済活性化のためのツール、稼ぐための産業という位置づけであるならば、その恩恵をしっかりと受けられるのかどうか重要ではないかと考えます。観光による経済活性化には、観光客数や消費額が増え

れば経済効果が発生していると言われますが、実際に地域の観光産業の雇用や経済成長に結びつかなければ、観光が稼げるツールであるとは言いつれないのではないかと考えます。観光による県内各地域の経済成長と雇用についての現状と、具体的な目標数値を立て施策を推進されようと考えているのか、知事の御所見を伺います。

農村地理学者の大橋めぐみ氏は、ルールルツーリズムに注目し、日本の条件不利農村の維持可能性を論じています。ルールルツーリズムは、農山漁村の地域資源を活用し、地域環境や暮らし、文化を体験として提供することであり、特有の生態環境や社会・文化をルールアメンテーターと呼ぶそうでもあります。その地域の伝統的な資源や文化、環境を活用したルールルツーリズムは、農山漁村を守るべき価値として認識し、これまでの農業から観光などの多面的な機能を持つ農業として成長する可能性を秘めていると考えます。

国連世界観光機関UNWTOは、令和三年にガストロノミーツーリズムに関するガイドラインを発行しています。ガストロノミーツーリズムとは、気候風土が生んだ食材や習慣、伝統、歴史などによって育まれた食を楽しむ、食文化に触れることを目的としたツーリズムということで、地方へインバウンド誘客の促進効果が期待できるものと考えます。世界で最も大きな影響力を持つワインコンテストと言われるIWCIインターナショナルワインチャレンジにおいて、二〇二四年SAKE部門で、本社が大崎市三本木にある新澤醸造店が、本醸造部門で「愛宕の松県内本醸造」、熟成酒部門で「NIIZAWAKIIZASHI2019」がゴールドを獲得し、この二つの銘柄が部門で最も優れた銘柄と認められ、最高賞となるトロフィーを受賞されました。大崎管内では、若い蔵元や杜氏が、新しい日本酒、毎日たしなむことができる日本酒造りに日々努力を続けています。このような食や農に関する地域の宝を発掘し、磨き上げ、世界に発信することが、インバウンド誘客を含め、国内の誘客を増加させる手だてとなるものと考えます。先ほど述べたように、観光事業は直接的影響がある業種のみならず、他業種への好影響があることを示す必要があります。中でも、宮城県が全国、世界に自信を持って発信できるのは、食、農ではないでしょうか。宮城の食と農業を観光にどのように結びつけ、生産者の利益に影響を与えようと考えているのか、知事の御所見を伺います。

国内外の観光客や観光事業者に対して、宮城県の観光資源、地域文化、歴史、食な

どを発信・提案する国内観光活性化フォーラム in みやぎを、一般社団法人全国旅行業協会宮城県支部が企画し、第二十回となる令和八年二月の開催地に宮城県として立候補いたしました。残念ながら奈良県での開催となり、宮城県での開催は次年度以降に改めて立候補することとなりました。関係者は宮城県の観光に並々ならぬ熱い思いで取り組んでおり、越えなければならない高いハードルがあるのも事実ですが、県としてその思いに応えなければならぬと考えます。第二十一回大会開催誘致への県の姿勢、考え方を伺います。

観光振興事業の最後に、宿泊税について伺います。

宮城県が導入しようとしている宿泊税は、平成三十年に設置された宮城県観光振興財源検討会議にて、観光振興施策、財源確保の在り方など協議をされ、令和二年一月に報告書にまとめられたものであります。その当時も様々な団体・組織から宿泊税条例導入後の影響を心配され、懸念や反対の声が寄せられました。新型コロナウイルスの感染拡大によつて、一旦見送られたものであります。

私は、昨年四月に会派所属議員とともに教育旅行誘致拡大について台湾を訪問し、教育関係者の方々と意見交換した際、宮城県は訪問先として魅力的であるが、行程は宮城県から入国し松島をめぐり、岩手と山形を訪問して仙台国際空港から台湾へ帰るといふことで、宮城県に滞在する時間はそれほど長くはないということであり、長期滞在するだけの情報やコンテンツを宮城県のみならず、各市町村からも多く発信してほしいという意見・要望を頂きました。このことから、県が観光振興財源として導入を目指す宿泊税は、東北観光復興対策交付金の終了や復興関係基金残高の減少という現実と、成長産業である観光事業を鑑みれば、私も必要ではないかと考えておりました。しかし、現地、現場や特別徴収義務者として予定される宿泊事業者の意見は大変厳しいものであります。

六月六日に大崎市役所鳴子総合支所で行われた意見交換会に出席させていただきました。参加された宿泊事業者からは、様々な意見や指摘がありました。「宿泊税ありきの議論なのではないか」、「導入を前提として意見交換を実施されたが、それ以前に現場の意見を聞く場があるべきではなかったのか」というものでありましたが、複数の方々が発言されていたのは、「見送りとなった令和二年からこれまでの四年間、一体何

をしてきたのか、その経過説明がない」ということであります。令和二年一月の新たな観光振興財源についてという説明資料には、地元関係者で構成する圏域会議と、その圏域代表者を含めた全体会議の観光振興会議を新たに設置し、その中で、宿泊税の使途の検討や事業実施後の検証に当たり、意見聴取するとしています。六月六日当日に配布された資料にも記載がありました。令和二年からこれまで、みやぎ観光振興会議、また圏域会議の開催回数はどれだけあったのでしょうか。開催されたのであれば、宿泊税に関して宿泊事業者の皆様の説明し、意見を聴取したのでしょうか。委員の反応はどうだったのでしょうか。開催がされなかったのであれば、その理由は宿泊税が制度化されていないからなのか、伺います。

参加された宿泊事業者からは、宿泊事業者の負担が大きいのという意見よりも、「湯治客や長期滞在者から大手ホテルと同様に徴収するのは疑問」、「入湯税も頂いており、更に宿泊税となると、顧客にどう説明したらいいのか」などといった、現地を訪れる宿泊観光者が納める税の負担に対する心配であります。確かに、長期滞在される湯治客は一日ごとに加算されていくわけですから、大きな負担になることは誰にでも判断できることであります。改めてお聞きいたしますが、免税点や課税免除を検討する協議の中で、湯治客のような連泊される方に対しては、初日の宿泊分に課税し、二泊目からは免税あるいは免除する配慮等が必要だという、部課内での意見や検討はされなかったのでしょうか。私は、湯治客のような長期滞在の場合は、宿泊一日分のみとすることでよろしいのではないかと考えますが、御所見を伺います。

次に、税率の検討について伺います。

宮城県観光振興財源検討会議の報告書にも記載されているように、東京や大阪、京都など、他の自治体の事例を挙げています。東京や大阪、京都などの外国人宿泊数は、宮城県と比較して桁違いであり、東京は一万円以上一万五千円未満が百円、一万五千円以上が二百円という設定であっても、約三十億円の税収が見込めるとされており、オーバーツーリズム対策という観点があると思いますが、宮城県の免税点がホテルや旅館等の宿泊代金にかかわらず、一人一泊三千円からという点は疑問があります。先ほど述べたように、温泉旅館・ホテルで徴収される入湯税との関係や、仙台市内のビジネスホテルのように、同じ客室でも曜日や地域イベント等で宿泊料金が変動する施設と条件

が同一なのは腑に落ちません。ふだんなら六千円程度で宿泊できるビジネスホテルでも、一万円を超える料金を支払う場面がよくあります。三千円以上の宿泊と一万円以上の宿泊が同一税率三百円という設定こそ、税の不公平を感じるものではないでしょうか。免税点と税率の設定を再考すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

鳴子地域での意見交換会では、「宿泊税の使途が不明確」という意見や、「誘客のための宿泊税では宮城県の政策としてマイナス」といった意見がありました。また、地域や宿泊業者の現状を知ってもらい、今後も意見を聞き、話合いの場を持ってほしい旨の要望があり、出席された副部長もそれに応じる答弁をされていました。各地で説明会を計画されていますが、特に税の使途については、配布資料だけでは具体的にイメージできるような説明につながっていないと考えます。この先、県として各圏域の宿泊事業者との話合いの場を設け、意見聴取・意見交換を行うのか。また、宿泊税の使途について、地域の実態に合わせてイメージできる説明をするように見直すべきと考えますが、御所見を伺います。

大綱二点目、教育行政の諸課題について。

今年五月十八日、澄み渡る青空の下、大崎市内の小学校では運動会が開催されました。徒競走では、保護者だけでなく、招待された来賓たちも大きな声援を送り、中には転倒してしまった児童もいましたが、泣きながらも最後まで諦めずに走る姿に感動いたしました。また、開会式では校長先生から、水分を十分に取ること、具合が悪くなったらすぐに先生に伝えるようにというお話もされていました。以前は、五月は爽やかな季節と表現できましたが、今では五月であっても、気温や湿度に十分注意しなければならぬ状況だと思えます。日本の夏季の気温は猛暑が続くようになり、五月、六月でも夏日や真夏日が観測されるようになるなど、児童生徒の健康や学校環境の改善が急がれています。外気温が三十五度を超える日が続くと、教室内では温度と湿度が高くなり、熱中症になる危険が高まるとされており、今年も注意が必要であることは言うまでもありません。このような状況において、児童生徒たちが学習に集中できる環境を整える必要があり、エアコンの整備は必要不可欠であります。県立中学・高校・特別支援学校のエアコン整備は、現在どの程度まで進められているのか伺います。

特に、特別支援学校に通学する児童生徒については、それぞれの健康状態や障害の

特性から、より心や体の負担が少なく、快適な学習環境の提供が重要であると考えます。特に猛暑の中での体育活動や学校行事は、特別支援学校の児童生徒にとって大きな負担であり、健康リスクの高まりにつながることから、体育館へのエアコン整備が急務であり、喫緊の課題であります。学校によつては、体育館が送迎バスに乗るまでの待機場所になつていとも伺つており、早急に対応すべきことと考えますが、今後の整備について、教育長の御所見を伺います。

我が会派の教育機会確保法に関する調査チームでは、本年五月に県外調査を実施し、全国で初めて宮城県が連携協定を締結した株式会社LITALEICOを訪問し、その取組について伺い、意見交換してまいりました。特別な教育的支援を必要とする子供たちに対して、未就学の段階から義務教育期間、高等学校の段階まで、切れ目のない支援を可能とする教育ソフトの導入であります。全国の特別支援学級の在籍数は、令和四年五月一日時点で三十五万三千四百三十八人、十年前の平成二十四年では、十六万四千四百二十八人と比較し二倍を超えます。通級指導を利用する子供たちも二・三倍になるなど、特別支援教育の教員不足や初めて特別支援教育に携わる教員の不安解消は県の大きな課題だと考えていましたが、LITALEICOの開発された教育ソフトの導入は、事細かなアセスメントで子供自身が困つていゝことを把握し、その結果を基に保護者や他の教員との情報共有ができるものであり、教員の負担や不安を解消し、保護者の安心につながるものと確信できるものですが、教員がしっかりと使いこなすことが必須であり、そして何よりも子供たちのために、県教育委員会と市町村教育委員会双方の理解と連携を強くしてほしいと願うところです。現在は実証事業、トライアル期間と伺っていますが、昨年度当初は大崎市、気仙沼市、白石市、多賀城市が導入し、その後、石巻市、栗原市、登米市、松島町、美里町、村田町、利府町、涌谷町、亘理町が導入しているとのことあります。そこで伺いますが、先んじて導入した四市のこれまでの取組状況はどのようなものなのか、また、中間報告を含めて結果報告はどの時期に行う予定なのか、更には、いまだ導入されていない市町村の状況はどうなのか、併せて伺います。

LITALEICOの教育ソフトは、未就学児から高等学校まで切れ目なく活用できるものでありますが、宮城県が導入する趣旨・目的には、小学校段階から高等学校段階まで切れ目のない支援を可能にするともに、各学校において適切な支援が早期に可能

となるような資料を提供する仕組みを構築するとあり、未就学児の記載がありません。幼児の段階から特別な教育的支援を実施することは、保護者の安心につながることはもちろんですが、子供本人に利するものです。子供が保育所や幼稚園から学校へステージが変化する引継ぎのときがスムーズか否か、非常に重要だと考えますが、未就学児の時期にソフトを導入する考えはあるのかを含め、保健福祉部と教育庁の連携・対応をどう考えているのか、それぞれに伺います。

特別支援学級の教員は、特別支援教育に取り組みたいと志願する教員もいれば、学校の事情や配属の関係で担任となった教員もいらつしやると聞きます。特別支援学級の在籍者や通級を利用する生徒たちの増加傾向を鑑みれば、福祉の学びを専攻した教員の配置を増やさなければならぬと考えますが、市町村立小中学校を含め、福祉の学びを専攻した教員の採用の必要性和採用状況、現在の学校の配置状況はどのようになっているのでしょいか、教育長に伺います。

今回の県外調査では、東京大学先端科学技術研究センターにも伺い、読み書き計算が苦手、人とのコミュニケーションがうまくいかず、学びにつまずき不登校になった子供たちが、目的や時間、場所、学び方や協働を強制せず、能動的に動き出すことを待つアクティビティプログラムLEARNの取組について学び、意見交換させていただきました。LEARNは親から離れ、真冬に北海道の牧場で働く体験や、行き先すら分からない場所に旅に出て、漁船に乗り、釣った魚をさばく体験を試みるなど、ふだん家の中に閉じこもつていては体験できないことを「家出体験」と称し、子供自らが考え行動するプログラムであり、子供自身に秘めている可能性や心の優しさ、人間性を表に出して、それを自信に代え生きていく力を養うものであります。運営には日本財団の支援や民間企業、全国に協力が存在するからできるのであつて、そう簡単な事業でないことは理解できるのですが、子供の可能性を引き出すきっかけを与える方法・手段は幾通りもあるのだと感じたところです。このような民間や大学の発想・事業による支援を県が発掘し支える取組も必要と私は考えますが、教育長の御所見を伺います。

先月、宮城広瀬高等学校が令和九年度に、新たなタイプの学校、アイデアルスクールを開校予定であるとの報道がありました。設置の背景や基本理念から、多様な学びを確保し、子供たちの居場所と自立を支援する新しい学校を設置しようとする考え方には

共感するものですが、様々課題があるのではないかと思います。学びの内容から、これまでのカリキュラム踏襲型の高校教育から、多様な生徒を受け入れ、自ら考えフレキシブルな学びを選択する学校をつくることは理解できます。しかし、学校の特色をフルに生かすとした場合、一般の高校と比較し、多くの教員と外部人材、サポートスタッフ等が必要になるのではないのでしょうか。一学年二百人の生徒に対して、それに対応できる教員をはじめスタッフは総勢何人程度と見込んでいるのか、伺います。

既存の学校に通えない児童生徒の受入先、学びの場の確保の観点から学校を設置しようと考えてるのであれば、宮城広瀬高等学校だけでなく、県内の既存の中学校や高等学校内に小規模でもそのような学びの場を設置すれば、どこに住んでいても、より家から近い場所に通うことができるのではないかと考えます。それがなぜ仙台市の高等学校なのでしょうか。当然、仙台市以外からも入学を希望する子供たちが出るものと思います。寮の整備あるいは通学手段など、どのように対応するお考えなのか、更には今後、アイデアルスクールは県内に増設することも想定しているのか、伺います。

六月十一日に大崎市内で、大崎管内選出県議会議員と北部大崎地方行政連絡調整会議との意見交換会が開催され、それぞれの公所から令和六年度の主要事業について説明を頂きましたが、いじめ・不登校の未然防止に向けた継続的・計画的な指導・支援事業にある、学び支援教室支援事業と、みやぎ「魅力ある・行きたくなる学校づくり」推進事業の概要に対して、非常に違和感を覚えました。何らかの事情で学校に通えない児童生徒に対して、登校復帰が前提となる事業ではなく、その児童生徒一人一人の特性に合わせ、更に望まれるのは、その現象を細分化し、支援の在り方を検討し取り組むことが必要であると考え、これまでずっと私も訴えてきたのですが、相も変わらず学校への登校復帰を目指すかのような表現には、正直情けなく、学校に通えない子供たちの実情を理解しようとしているのか、その姿勢さえも疑いたくなります。とはいえ、要約された説明資料ですので、それだけで判断することはできないと思います。改めて伺いますが、宮城県の不登校児童生徒への支援の在り方についてどう考えているのか、教育長の御所見を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 佐々木賢司議員の一般質問にお答えいたします。大綱二点ございました。

大綱一点目、観光振興事業についての御質問にお答えいたします。

初めに、観光による経済成長と雇用の現状及び具体的な目標数値と施策についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、第五期みやぎ観光戦略プランにおいて、令和元年度と同水準とする回復目標として、令和六年の宿泊観光客数九百九十万泊、外国人観光客宿泊者数五十万人泊、観光消費額三千九百九十億円とする目標を掲げ、インバウンド誘客施策の充実のほか、国内外からの教育旅行誘致、宿泊施設の外国人観光客受入れ環境整備などに取り組んでまいりました。その結果、令和五年の速報値として、外国人観光客宿泊者数が目標を上回る五十・七万人泊となったほか、宿泊観光客数・観光消費額も回復目標と同水準の九百四十三万人泊、三千九百八十五億円となるなど、観光需要は着実に回復しているところであります。一方、観光産業の雇用については、賃金水準の低さや宿泊・観光施設における人手不足などの課題を抱えているものと認識しております。このため、県といたしましては、宿泊観光客や観光消費額の増加が地域の経済成長や雇用に結びつくよう、次期観光戦略プランの策定に当たり、具体的な目標数値の設定や効果的な観光施策について検討してまいります。

次に、我が県の食と農業を観光にどう結びつけ、生産者の利益に好影響を与えるのかとの御質問にお答えいたします。

我が県では、地域ごとに特色ある気候風土を生かした農業が営まれ、多彩で豊かな食材や食文化にも恵まれていることから、これらを活用し、観光振興に結びつけていくことは非常に重要であると認識しております。このため県では、農山漁村に宿泊し、豊かな地域資源を活用した体験や食文化などを楽しむ農泊等を推進してきており、大崎地域での酒蔵めぐりや、登米地域でのほっとづくり、南三陸地域での漁業体験や語り部による震災の学びなどの体験プログラムが県内各地で行われております。今年度は、新たに大崎市など県北四市町の農泊団体が連携して取り組む、農泊周遊ツアーの造成をモデル事業として支援し、誘客拡大を図ることとしております。また、インバウンドが回復

基調にあることから、旅行業者等を招いて商談会を開催し、海外からの需要も取り込みながら、持続可能な農泊ビジネスの仕組みづくりにつなげていくこととしております。県といたしましては、人口減少が進む中、我が県の食と農業の魅力を積極的に発信し、交流人口や関係人口を増やすことで、農山漁村の維持・活性化を図り、生産者及び地域全体の所得向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、宮城観光振興会議についての御質問にお答えいたします。

県では、令和二年度から令和四年度まで、みやぎ観光振興会議を全体会議八回、圏域会議五十五回の計六十三回開催し、新型コロナウイルス感染症からの早期回復に向けた取組や、ポストコロナを見据えて新たに必要となる施策などについて、宿泊・観光事業者の方々と意見交換を行ってまいりました。昨年度開催した全体会議・圏域会議においては、次期観光戦略プランの策定に向けた今後の観光振興施策に加え、景気動向指数や県内の宿泊者数が回復傾向にあったことから、宿泊税の必要性についても御議論いただいたところであります。全体会議においては、出席委員十二名のうち十一名から新たな財源確保に賛同いただいたところでありますが、宿泊事業者の委員からは、経営環境が厳しいことなどから、税導入に反対の御意見も頂きました。また、圏域会議においては、七圏域のうち五つの圏域が宿泊税の導入に理解を示していただいたところですが、残り二つの圏域からは、「低価格の宿は宿泊客に負担がかかる」、「税導入は時期尚早」といった厳しい御意見を頂いたところであります。このため、宿泊事業者に対しましては、引き続き、御理解を頂けるよう丁寧な説明に努めてまいります。

次に、連泊客に対する配慮についての御質問にお答えいたします。

湯治客などの長期滞在者に対して配慮を望む声は、みやぎ観光振興会議等でも頂いているところであります。湯治客は低廉な価格で宿泊しており、結果的に長期滞在となるケースが多いことから、こうした方々への配慮については、同じく導入を検討している仙台市と協議をしております。

次に、宿泊事業者との意見交換の実施や、地域の実情に合わせた説明をすべきとの御質問にお答えいたします。

県では、県議会や宿泊事業者の御意見を踏まえ、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合の十七の支部・地域において意見交換会を実施することといたしました。具体的には、

今月六日の鳴子地区五支部を皮切りに、石巻・女川・東松島地域の来月九日までに、制度設計のほか、宿泊事業者が抱える課題や今後実施すべき施策などについて、それぞれ忌憚のない意見交換を行っているところであります。その後、一回目の意見交換会で出された御意見を踏まえ、施策のブラッシュアップを行い、御指摘のような地域の実情に合わせた分かりやすい施策イメージを作成した上で、改めて支部ごとに意見交換を重ねてまいります。県といたしましては、宿泊事業者の皆様の御理解を頂けるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、教育行政の諸課題についての御質問のうち、未就学時期からの教育ソフトの導入を含む、教育庁との連携対応についてのお尋ねにお答えいたします。

子供の発達や学びの連続性を確保するためには、いわゆる保幼小接続期に、関係者が認識を共有しながらそれぞれの役割を果たしていくことが重要であり、保健福祉部においては、接続期のカリキュラムの実践に向けた事例の紹介等に、教育庁と連携しながら対応してまいりました。特別な教育的支援が必要な児童の処遇に当たり、関係者の連携は一層重要であることから、保健福祉部といたしましても、小学校教育への円滑な引継ぎの実現に向け、今回の教育ソフトの実証事業の成果等について教育庁と情報を共有し、保育現場に周知するなど、必要な対応に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱一点目、観光振興事業についての御質問のうち、国内観光活性化フォーラムの誘致についてのお尋ねにお答えいたします。

国内観光活性化フォーラムは、一般社団法人全国旅行業協会の四十七支部組織や会員である旅行業者が、着地型旅行企画の発表会やシンポジウムを通じて、開催地の観光振興に貢献することを目的とするもので、地域の魅力を全国に発信できる貴重な機会で

あると認識しております。また、当該フォーラムにおいては、開催地への年間を通した送客キャンペーンの実施について決議することとしており、過去に開催された自治体における送客数は、数万人の規模であったと伺っております。県といたしましては、我が県での開催に向け、引き続き宮城県支部から具体的な実施内容をお伺いしながら、必要な協力を行ってまいります。

次に、免税点や税率の設定を再考すべきとの御質問にお答えいたします。

令和二年二月定例会に提出した条例案での税率については、二次交通の充実や観光案内板の整備、Wi-Fi環境の整備など、宿泊者が享受する観光に係る公共サービスの利益の程度が、宿泊料金にかかわらず同等であることに加えて、宿泊事業者の負担軽減を考慮し、できるだけ簡素な税制度とすることが適当であることから、一律三百円としたものでございます。また、免税点については、必要な財源を確保するとともに、蔵王自然の家など低廉な宿泊施設に児童生徒が宿泊する際の負担への配慮から、宿泊税の割合が一〇%を超えないよう、三千円と設定したものでございます。御指摘の税率や免税点の見直しについては、県議会からの御意見や、現在開催している各地域の意見交換会での宿泊事業者からの御意見などを踏まえ、同じく導入を検討している仙台市と協議してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱二点目、教育行政の諸課題についての御質問のうち、県立学校のエアコン整備状況についてのお尋ねにお答えいたします。

県立学校のエアコンについては、児童生徒が日常的に利用する教室を優先して整備を進めてまいりました。普通教室については、令和三年度までに全ての校種において整備が完了しております。また、音楽室や図書室などの特別教室は、学校によって利用の形態や頻度が異なることから、学校の意向を十分に確認しながら整備を進めてきており、中学校は完了、特別支援学校はほぼ完了、高校は約五割の教室で整備が完了しております。県教育委員会といたしましては、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、引き続き県立学校の教育環境整備に努めてまいります。

次に、特別支援学校体育館へのエアコン整備についての御質問にお答えいたします。特別支援学校の児童生徒については、健康状態や障害の特性等を踏まえ、より心や体の負担に配慮した学習環境の提供が重要であると考えております。また、特別支援学校の体育館は、体育の授業のみならず、児童生徒の遊び場やスクールバス等の送迎時の待機場所としても利用されております。このため、県教育委員会では、昨今の猛暑の現状を踏まえ、体育の授業におけるクールダウンなど、熱中症対策に一定の効果が認められているスポットクーラーの整備を進めたいと考えており、全ての特別支援学校において、今年の夏から使用できるように、早急に整備を進めてまいります。

次に、特別な支援を必要とする子供の支援のための教育ソフトの取組状況についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、特別な支援を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、一人一人の特性に応じた指導・支援を行うことが大切であると考え、県としては全国で初めて、株式会社LITALICOと連携協定を締結し、特別支援教育に関する支援体制の充実を図ってきたところです。先行して本教育ソフトを導入した市町村からは、「具体的なアセスメントにより支援方針が明確になった」、「支援に関わる教員同士が指導目標を共有することで指導の焦点化を図れた」など、児童生徒一人一人の特性に応じたアセスメントや指導・支援計画の作成について成果が上げられております。今年度は八月に中間報告会を実施し、年度末には本教育ソフトの活用に係る成果と課題について検証結果をまとめる予定としております。県教育委員会としましては、既に導入している十二市町以外にも活用を検討している市町村もあることから、本教育ソフト活用の成果等について周知するなど、導入拡大に向けて働きかけてまいりたいと考えております。

次に、未就学時期からの教育ソフトの導入と保健福祉部との連携対応についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、本教育ソフトの活用により、指導・支援の方向性を学校と家庭等が共有することで、児童生徒本人の特性に応じた支援が行えるとともに、保護者の安心感や担任をはじめとした支援に携わる教員等の不安解消にもつながるものと認識しております。また、幼児期の教育から小学校教育への接続は大変重要であると考えており、

就学時の接続においても、幼稚園・保育所からの引継ぎに本教育ソフトを活用することで、義務教育段階への切れ目のない支援が可能となると期待しております。県教育委員会としましては、義務教育課内に設置している幼児教育センターの機能を活用し、幼児教育担当者の研修会等を通して情報提供を行うなど、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、未就学の時期からの切れ目のない支援が適切に行われるよう、市町村教育委員会や保健福祉部と連携して取り組んでまいります。

次に、福祉の学びを専攻した教員の必要性、採用及び配置状況についての御質問にお答えいたします。

特別な支援を必要とする児童生徒については、一人一人の障害の状態や特性に合わせた指導や支援が求められており、日々の授業や生活指導等を充実するため、専門性のある教員の採用及び配置が重要と認識しております。このため、教員採用選考において、小中高全ての学校種で、特別支援学校教諭の免許状を有する受験者等に加点措置を行うほか、特別支援学校枠を設け、専門性と意欲のある教員の確保に努めております。今年四月の教員採用では、特別支援学校教諭の免許状を有する教員を、小学校で七十一人、中学校で二十二名採用し、配置しております。また、特別支援学級を初めて担任する教員に対しては、障害に応じた学習指導の在り方等についての研修を悉皆で行うなど、その専門性の向上に努めているところです。加えて、大学と連携して免許法認定講習を開設し、現職教員の特別支援学校教諭の免許状の取得を促進しております。県教育委員会では、教職員の育成指標を今年一月に改定し、全ての教員に特別支援教育に関する知見が求められることを明記したところであり、引き続き、特別支援教育に専門性を有する人材の積極的な採用、育成、配置に取り組んでまいります。

次に、民間や大学等の発想・事業による支援を県が発掘し、支える取組についての御質問にお答えいたします。

学校に登校していない児童生徒にとって、自ら学び自ら考える力を育てる、LEARN活動プログラムのような体験活動に参加することは、自己肯定感の向上を図り、社会的自立を目指す上で大変意義のあるものと考えております。県教育委員会では、登校することに不安を抱える児童生徒を対象に、青少年自立支援事業ウインターチャレンジinMIYAGIを実施しており、ハイキングや漁業体験等の自然体験活動を通じて、

人との関わりを深め、自己肯定感や自立心の向上につながる取組を行っております。県教育委員会としましては、学校に登校していない児童生徒の成長につながる体験活動などの取組を、社会全体で支えていくことは大変重要であると考えており、民間や大学等の事業も含め多くの情報を収集し、ホームページに掲載し周知を図るなど、体験活動の機会の充実に努めてまいります。

次に、アイデアルスクールの教員配置数等についての御質問にお答えいたします。

新たなタイプの学校、アイデアルスクールは、定時制と通信制の機能を併せ持った全国にも例がない全日制の高等学校となります。フレキシブルな学びが特色の一つで、一校時から八校時の幅広い授業時間帯に設置された様々な科目の中から、生徒が自分の興味・関心に応じて選択できるようにします。また、生徒が自ら意欲的に学べるよう、様々なスタッフにより支援する体制を整えることとしております。教員については、標準法に基づく基礎定数のほか、学校生活や学習、進路相談等の面できめ細かなサポートが行えるよう、単位制加配などを最大限活用し、現時点では四十五人程度を見込んでおり、同規模の高校より三割程度手厚く配置することを想定しております。更に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域やNPOなどの外部人材とも綿密に連携し、学習支援や相談対応など、学校生活を様々な側面からサポートできる体制を構築したいと考えております。県教育委員会といたしましては、今後、関係機関と調整を図りながら、連携体制の構築に取り組み、アイデアルスクールの特色を十分発揮できるように、開校に向けて準備を進めてまいります。

次に、アイデアルスクールへの通学や今後の増設についての御質問にお答えいたします。

アイデアルスクールは、生徒の興味・関心、進路希望の多様化、学校生活や学習に困難を抱える生徒の増加などを踏まえ、個に応じた多様な学びと、学習者中心の支援により、生徒の自律的な学びの実現と、将来の社会的自立に必要な資質・能力の育成を目指して設置するものであります。設置場所については、広く県内から通学しやすいよう、公共交通機関での通学が便利な宮城広瀬高等学校を選定したところであり、公共交通機関での通学を想定しております。県教育委員会といたしましては、仙台地域以外においても同様のニーズがあるものと捉えており、アイデアルスクールの機能を持った学校の

他地域への設置についても、現在策定を進めております、次期県立高校将来構想の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、不登校の児童生徒に対する支援の在り方についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、不登校は問題行動ではないという認識の下、児童生徒一人一人の状況に応じた教育機会の確保が何よりも大切であると考え、学校に登校するという結果だけを目標とするのではなく、社会的自立を目指した支援が適切に行われるよう、様々な施策を進めているところです。各市町村においては、学校以外の学びの場となるみやぎ子どもの心のケアハウス等の教育支援センターを設置し、学習支援や自立支援を行うなど、多様な教育機会の確保に向け、民間団体や関係機関と連携して取り組んでおります。また、魅力ある・行きたくなる学校づくりを進める中で、全ての児童生徒の居場所を確保し、友達と関わりながら自己肯定感が高められるよう取り組んでいるところです。県教育委員会としましては、現在、各市町村教育委員会を訪問し、その実態や取組について意見交換を行っているところであり、児童生徒一人一人に応じた支援が行われるよう、市町村の取組を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 四十七番佐々木賢司君。

○四十七番（佐々木賢司君） まず教育長、ありがとうございます。支援学校のほうにスポットクーラーを導入していただけたということ、子供たちもそうですが、御家族の方々も大変安心されると思います。ただ、何とか間に合うでしょうか、現状というか、自分の希望もあるでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 今現在、各学校に準備を進めていただいておりますけれども、何とか今年の夏に全ての学校で利用できるよう、設置してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高橋伸二君） 四十七番佐々木賢司君。

○四十七番（佐々木賢司君） よろしくお願いいたします。

それから、教育ソフトの件ですけれども、保健福祉部長にも御答弁いただきました

が、実際に、卒業されている保護者の方から、今、県でこういうのを進めているんだよということの説明しましたら、「ぜひ私が保護者のときにあつて欲しかったソフトです」と。要は学年が替わることに先生が替わる、これまでは自分の子供の状況、こういう特徴があるんですということ、その都度話をしなければなりませんでした。何で同じ学校なのに一貫して連携してもらえないんですかねというのが、ずっとあったんだそうです。今回、東京に行って実際にこの取組のお話を聞きましたけれども、保護者の方々が待っていた事業だと思いますので、先ほど答弁がありましたけれども、連携をしっかりと取っていたら進めていただきたいと思います。

宿泊税についてなのですが、正直想定はしていたというか、もう少し考える余地はなかったのかなと思うんですけど、基本、観光地というか宿泊地もそうですが、商売で一番大事なのはリピーターですよ。そうしたときに、次も行ってみたいなと思ってもらえる人をどうつくるかというところの、まず第一歩って国内の人だと思っんですよ。近隣の人、その人たちが宿泊税があるから行かないということにならないように、この制度を見ると、インバウンドに特化してもいいのではないのと私は思ってしまうんですよ。国内客はもう外して、インバウンドに対応してもいいのではないかと思ってしまうんですよ。これだけ国内の——先ほど答弁がありました、湯治客とか長く来ていただけの方々からも頂くということですが、その人たちが行きづらくなるんだよねと言っているのに、それでも、先ほど梶村部長からは、仙台市と協議しますという話でしたけれども、私、仙台の人間ではないので、大崎市、地元鳴子温泉があるところから選出された議員なので、あえて地元の話をする、そこのお客さんたちがそういうふうと言っているのですから、もうちょっと検討——仙台市と協議しますという答弁ではなくて、もう少し検討しますの中身は変えてもらわなければいけないのではないかと思うのですが、戻りまして、インバウンドに対しての宿泊税という考え方というのは、そもそも持ち合わせてはいなかったのでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 宿泊税の対象としまして、やはり課税客体として、いろいろ議論がございましたけれども、最終的な宿泊客を対象とすることになりまして、その際には、やはり広くインバウンドだけではなくて県内外の宿泊客の方も対

象とするということで、税の公平性を負担するということで、そのようなインバウンドに特化するという議論ではなくて、宮城県に来て宿泊される方を対象とすることで議論を進めさせていただいているところでございます。

○議長（高橋伸二君） 四十七番佐々木賢司君。

○四十七番（佐々木賢司君） そうなんだよなとは思いますが、思いますが、お客さんね、さっきも言いましたけど、リピーターの方々が行きづらくなるということは、そもそもそういうお客さんが逃げていくことですよ。宿泊事業者からすれば非常に大きなマイナスになるんですね。何か話がどんどん前に戻っていくような感覚になるのですが、しっかり地元の意見を聞いていただきたいと思えます。残り時間がないので、ここでやめさせていただきます。ありがとうございました。